

置賜広域病院企業団

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止基本方針

1 目的

置賜広域病院企業団（以下「企業団」という。）の職員による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されることがないように、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」という。）の防止及び対応について、本方針を定めます。

2 定義

- (1) 求職者等 企業団の職員の採用に応募する者、企業団が実施する就職説明会、病院見学、職員訪問、インターンシップその他の職員の採用に資する活動に参加する者及び企業団において臨床実習、看護実習その他の実習を受ける者をいいます。
- (2) 求職活動等 採用面接、見学、実習、研修、面談、連絡その他の求職者等が行う求職活動及び職業の選択に資する活動をいい、SNS、電子メール、ウェブ会議等のオンライン上で行われるもの及び企業団の施設外で行われるものを含みます。

3 基本方針

- ・企業団は、求職者等セクハラを許容せず、その防止及び排除に取り組みます。
- ・企業団は、求職者等セクハラを行った職員に対して、厳正に対処します。
- ・企業団は、求職者等セクハラが現実には生じている場合のほか、その発生のおそれがある場合及びこれに該当するか否かが明確でない場合であっても、広く相談に応じ、適切に対応します。

4 禁止行為

企業団は、職員の求職者等に対する次の行為を禁止します。

- ・性的な質問、冗談、からかい、容姿に対する性的な評価、性的な関係の要求、必要のない身体接触、性的な画像等の表示又は送信その他の性的な言動
- ・婚姻、妊娠、出産、恋愛、家族計画、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等の私的な事項に関する業務上必要のない質問
- ・私的な食事、飲酒、娯楽、贈答又は私用車による送迎への誘い、個人の SNS アカウント、私用の電子メールアドレス又は私用の電話番号による連絡の要求その他の業務の範囲を超えた交流の要求
- ・相談をしたこと、事実確認に協力したこと等を理由とする報復、口止め、探索、証拠の隠蔽又は削除その他の相談への対応を妨げる行為

5 求職活動等に関するルール

- ・採用面接、就職説明会、病院見学、職員訪問、実習指導その他の求職者等との面談、指導等（以下「面談等」という。）は、あらかじめ指定した日時、場所及び体制により行います。
- ・面談等は、原則として2名以上の職員で対応します。やむを得ず1名で対応するときは、所属長の承認を得るとともに、日時、場所、目的及び対応者を記録します。
- ・面談等は、原則として勤務時間内に、企業団の施設内の面談室、会議室その他の適切な場所で行います。施設外又は勤務時間外に行う必要があるときは、あらかじめ所属長の承認を得ます。
- ・求職者等との連絡の際に、職員の個人の SNS アカウント、私用の電子メールアドレス及び私用の電話番号は使いません。
- ・実習等で身体接触が真に必要なときは、あらかじめその目的及び必要性を説明し、必要最小限の範囲で行います。
- ・所属長及び採用面接、見学、実習等の担当者は、面接等の実施前に、関係する職員に上記の事項を確認させます。

6 相談窓口

担当部署： 置賜広域病院企業団事務局総務課
電話： 0238-46-5000（代表） 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
メール： harass@okitama-hp.or.jp

7 プライバシーの保護・不利益取扱いの禁止

- ・企業団は、相談者、行為者とされる者等の氏名、相談の内容その他の情報をプライバシーに属する情報として厳重に取り扱い、安全の確保、事実確認、措置及び法令上の対応に必要な者に限って共有し、目的外に使用し、又は漏らすことはありません。
- ・企業団は、求職者等が相談したこと、事実確認に協力したこと又は外部の機関に相談したことを理由として、採用選考、見学、実習又は研修において当該求職者等を不利益に取り扱うことはありません。

令和 8 年 1 0 月 1 日 置賜広域病院企業団 企業長